

くらしの情報

「介護保険利用者負担限度額認定証」などの更新について

次の証の有効期限は7月31日(金)です。
 ◆介護保険を利用して介護保険施設などへの入所や短期入所(ショートステイ)をした場合の食費・居住費の負担軽減の認定証
 ◆社会福祉法人等が提供するサービスを利用した場合の利用者負担軽減の確認証
 更新を希望される方は6月30日(火)までに申請を行ってください。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 保健福祉課(介護保険) ③①番窓口
 ☎06-4302-9859

令和8年度 市民税・府民税・森林環境税納税通知書を送付します

納税通知書を6月上旬に送付します。第1期分の納期限は6月30日(火)です。なお、3月17日(火)以降に所得税の確定申告または、市民税・府民税の申告をされた場合は、納税通知書の送付や課税(所得)証明書の発行が遅れることがあります。

予測しない失業や大幅な所得減少(前年の6割以下)が見込まれる方などで、前年の所得金額が一定額以下であるなどの要件に該当、納付が困難である場合は、期限までの申請により減額・免除されることがあります。

市民税・府民税・森林環境税の詳細は、大阪市ホームページをご確認ください。

問合せ あべの市税事務所 市民税等グループ
 ☎06-4396-2953

6月は「ゴキブリ防除強調月間」です

エサになる食ベカスをなくし、台所などの整理・整頓・清掃を行い、ゴキブリが生息できない環境を作りましょう!

【防除方法】

- (1)ゴキブリの通り道や生息場所にエアゾール式の殺虫剤を噴きつける。
 ※殺虫剤の使用は説明書をよく読み、必要最小限にしましょう
 - (2)ベイト剤(毒餌)を通り道に置いておく。
 - (3)燻煙剤の煙を部屋中に充満させる。
 - (4)粘着シートをゴキブリの通り道に置き、捕獲する。
- (1)~(4)の方法を組み合わせると防除効果が高まります。

問合せ 保健福祉課(地域保健) ③②番窓口
 ☎06-4302-9973

ご存じですか あなたの地域の地域福祉活動コーディネーター

地域福祉活動コーディネーターは、困りごとの相談や支援の必要な方への見守り体制を築くために、さまざまな関係機関などと連携強化に努めています。各地域の地域福祉活動コーディネーターを順にご紹介します。

地域	開設場所	開設時間
瓜破東	瓜破東憩の家 (瓜破東2-4-4) ☎06-6777-9214	月~金 10:00~16:00

些細な事でも
 ご遠慮なくご連絡ください

問合せ 平野区社会福祉協議会
 ☎06-6795-2525

令和8年度の国民健康保険料について

●保険料の決定

令和8年度(令和8年4月~令和9年3月)国民健康保険料の決定通知書を、平野区役所から6月中旬に送付します。6月中旬に届かない場合はご連絡ください。

前年中所得が一定基準以下の世帯や、災害、退職や廃業等による所得の減少等で保険料を納めるのにお困りの方は、保険料の軽減・減免ができる場合があります。詳しくは区役所へお問い合わせください。

令和8年度の国民健康保険料は、次の表により計算した金額が年間保険料となります。

	令和8年度国民健康保険料(年額)			
	医療分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護分保険料*1	子ども・子育て支援金分保険料*2
平等割保険料(世帯あたり)	33,908円	10,845円		
均等割保険料(被保険者あたり)	被保険者数 ×34,990円	被保険者数 ×11,191円	介護保険第2号被保険者数 ×18,682円	被保険者数 ×1,841円
所得割保険料*3	算定基礎所得金額*4×9.50%	算定基礎所得金額*4×3.06%	算定基礎所得金額*4×2.60%	算定基礎所得金額*4×0.28%
最高限度額	66万円	26万円	17万円	3万円

- ※1 介護分保険料は、被保険者の中に40~64歳の方(介護保険第2号被保険者)がいる世帯にのみかかります。介護分保険料の平等割保険料はかかりません。
- ※2 子ども・子育て支援金分保険料の平等割保険料はかかりません。子ども・子育て支援金分保険料の均等割は、18歳以上均等割を含みます。
- ※3 世帯の所得割保険料は、被保険者(介護分保険料の所得割は介護保険第2号被保険者)ごとに計算した所得割の合計額となります。
- ※4 算定基礎所得は、前年中総所得金額等-43万円となります。

なお、被保険者間の負担の公平性の観点から、「府内統一保険料率」としており、大阪府内の市町村にお住まいで「同じ所得、同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」となっています。

●保険料の納付

国民健康保険料のご納付は、便利で確実な口座振替をご利用ください。

問合せ 保険年金課 ①⑦番窓口 ☎06-4302-9956 ☎06-6700-0193

各種相談のお知らせ ◀6・7月

※区役所1階で実施(精神保健福祉相談を除く)。相談は無料。市内在住の方に限ります

相談名	日程	受付方法・時間	問合せ
法律相談 要事前予約	6月4日、11日 18日、25日 7月2日、9日 16日、23日、30日(木)	電話予約(24時間受付) 相談時間 13:00~17:00	予約専用電話 ☎050-1808-6070 (AIによる自動受付)
法律相談の予約受付期間について 相談日一週間前(祝日の場合はその前開庁日)の12:00から相談日当日10:00まで、AI電話での24時間受付を行います。 ※できるだけ多くの方に法律相談をご利用いただくため、同一・同種の案件について、反復的・継続的に法律相談をご利用になることは、お控えいただきますよう、お願い致します			
相続登記・後見借金問題相談 予約不可	6月12日、7月10日(金)	当日1階窓口で受付(13:00~15:30)	大阪司法書士会阪南支部 ☎06-6628-7133
相続遺言帰化相談 予約不可	6月2日、7月7日(火)	当日1階窓口で受付(13:00~14:45)	大阪府行政書士会 阿倍野支部 ☎06-6792-6724
税理士相談 予約不可	6月9日、7月14日(火)	当日1階窓口で受付(13:00~15:30)	近畿税理士会東住吉支部 ☎06-6703-1800
行政相談 予約不可	6月10日、7月8日(水)	当日1階窓口で受付(13:00~14:00)	政策推進課 ②③番窓口 ☎06-4302-9683
不動産相談 予約不可	6月5日、7月3日(金)	当日1階窓口で受付(13:00~15:30)	大阪府宅地建物取引業協会 なにわ阪南支部 ☎06-4399-1555
建築士相談 予約不可	7月15日(水)	当日1階窓口で受付(13:00~15:30)	大阪府建築士事務所協会第七支部 ☎06-6946-7065
精神科医による精神保健福祉相談 要事前予約	6月1日(月)、15日(月) 18日(木) 7月6日(月)、13日(月) 16日(木)	電話・来庁で予約受付(各開催日の前日17:30まで) 相談時間 いずれも14:00~、14:45~ (相談時間は45分以内です) 相談場所は予約時に案内します。	保健福祉課(保健活動) ③④番窓口 ☎06-4302-9968

後期高齢者医療保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します

視覚障がいのある被保険者の方(希望者)に、後期高齢者医療保険料決定通知書に記載の保険料年額や月額等の主な内容を点字文書にして同封します。

ご希望の方は、平野区役所後期高齢者医療制度担当に電話または窓口でお申し込みください。

申込時にお聞きする事項
 ・住所 ・氏名 ・生年月日

※一度お申し込みいただければ、毎年のお申し込みは不要です
 ※転居等により居住区の変更があった場合は、再度お申し込みいただく必要があります

問合せ 保険年金課 ①⑦番窓口 ☎06-4302-9956